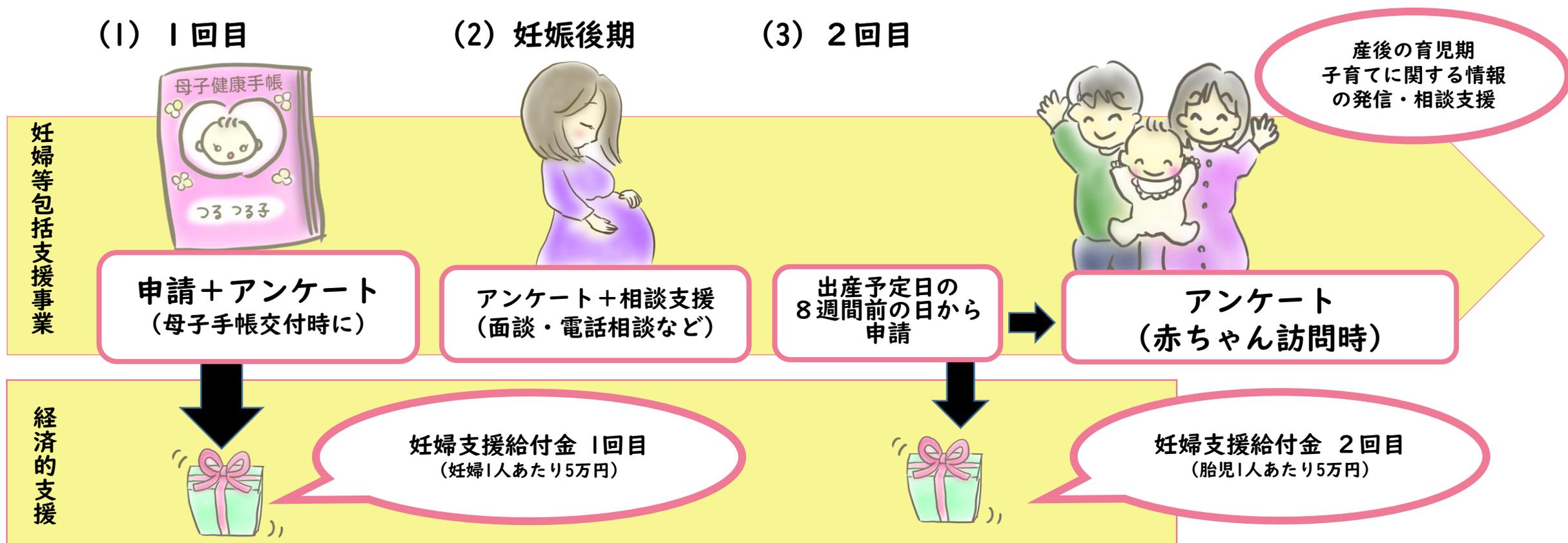


# 妊婦等包括相談支援事業と妊婦支援給付について

都留市では令和7年4月1日から、すべての妊婦に寄り添って相談に応じる

『妊婦等包括相談支援事業』と経済的支援として『妊婦支援給付金』を一体的に実施しております。

妊娠届出時に1回目の支援給付を行い、出産予定日の8週間前以降の申請に基づき、2回目の給付を行います。



★妊娠時から産後の子育て等で、心配なことや不安なことをお気軽にご相談ください★

《裏面へ》

## ★妊婦等包括相談支援事業について

★妊娠時から出産後まで様々なニーズに即した切れ目のない支援を行っていくために、アンケートなどから保健師や助産師による相談支援（個別面談等）を実施します。

### ①妊娠届出時の相談支援

母子手帳の発行と保健師や助産師が相談支援を行います。その際に、妊婦支援給付金1回目（5万円）の申請手続き説明も行います。

### ②妊娠8ヶ月時のアンケート及び相談（面談）

妊娠7ヶ月頃に市よりアンケートを送付します。個別面談の希望がない方へも、体調確認や情報提供のため電話連絡（マタニティコール）をさせていただきます。相談支援（個別面談）を希望する方又は、必要な方につきましては、保健師・助産師等から事前に電話連絡を行い日程調整後に相談支援を行いますのでアンケートのご提出をお願いします。

### ③出産後の相談支援

赤ちゃんが生まれたら生後4ヶ月頃までに乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）を行い、赤ちゃんの成長・発育の確認や産婦さんの体調確認、その後のサービスの紹介等を行います。その際にアンケートの回答と、妊婦支援給付金2回目（5万円）の申請手続きの説明も行います。

上記の相談以外にも、電話や来所、訪問でも随時相談を受け付けておりますので、下記までお気軽にご相談ください。

## ★妊婦支援給付について★

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図るため、妊婦支援給付金を支給します。原則として、都留市に住民票があり他の市町村で妊婦支援給付金（ギフト等の支給を含む）を受けていない方が対象です。

①妊婦支援給付金1回目（5万円）

②妊婦支援給付金2回目（5万円）

申請書とアンケートを受理

↓  
決定通知書を送付

↓  
給付金の交付



※この事業は、経済的支援である妊婦支援給付金と妊婦等包括相談支援事業を一体的に実施するものであるため、個別面談を希望されない方もアンケートは必ず提出してください。

≪相談・問い合わせ先≫ 子育てほっとステーション（いきいきプラザ都留内 健康子育て課 子ども家庭担当）  
〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1 電話 0554-46-5113